

株式会社道北エナジー「(仮称) 勇知風力発電事業  
環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成27年5月1日  
経済産業省  
商務流通保安グループ  
電力安全課

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 勇知風力  
発電事業環境影響評価方法書について、株式会社道北エナジーに対し環境保  
全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 北海道稚内市
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 最大160,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価方法書受理	平成26年11月26日
住民等意見の概要受理	平成27年 1月16日
北海道知事意見受理	平成27年 4月20日

問合せ先: 電力安全課 長村、長井  
電話03-3501-1742(直通)  
03-3501-1511(代表)  
4921(内線)

株式会社道北エナジー「(仮称) 勇知風力発電事業  
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 総論

本事業者は、稚内市と豊富町にまたがる広大な地域において、(仮称) 増幌風力発電事業、(仮称) 芦川・豊富山風力発電事業及び(仮称) 川西・川南風力発電事業の環境影響評価方法書と併せ、全体で最大出力63万kW、250基もの大規模かつ多数の風力発電設備の一体的・集中的な設置を計画しているが、このような巨大な計画は国内に類例がなく、これらの事業が全体として地域の環境に与える累積的な影響は極めて大きなものとなることが懸念される。このため、騒音及び超低周波音、水質、風車の影、鳥類等の飛翔性動物、生態系及び景観など、関係する環境影響評価項目に係る累積的な影響については、専門家等の助言を得ながら十分な調査を行うとともに、予測及び評価が適切なものとなるよう、多角的に検討し、その手法を含めて環境影響評価準備書に記載すること。

2. 各論

(1) 大気質について

- ① 工事用資材等の搬出入による窒素酸化物及び粉じん等について、周辺で計画する他事業との累積的影響が懸念される場合には、本事業との累積的な影響についても適切な地点を設定し、調査、予測及び評価を行うこと。
- ② 建設機械の稼働に係る窒素酸化物及び粉じん等について、抜海及び勇知の集落が近接しているため、両集落の適切な地点を設定し、調査、予測及び評価すること。

(2) 騒音、超低周波音及び振動について

- ① 周波数200ヘルツ以下の帯域の現況騒音の測定については、風の影響を可能な限り受けまいよう風の強い日を避け、風の影響を受けているデータを除外する等の措置を講じること。
- ② 施設の稼働による騒音及び超低周波音の調査、予測及び評価に関し、周波数200ヘルツ以下の帯域については、3分の1オクターブバンド中心周波数の音圧レベルで調査、予測及び評価を行うこと。

- ③ 対象事業実施区域及びその周辺は元来静穏な地域であることを踏まえ、施設の稼働による騒音及び超低周波音の評価に当たっては最新の知見を用いるとともに、現況からの影響の増加分を可能な限り小さくするため、風力発電設備の適正な配置や構造等の検討を含めて、十分に回避、低減されているかの観点から評価すること。

なお、周波数200ヘルツ以下の帯域については、低周波音に対する人の感覚のレベルとの比較対照により評価し、影響が生じる可能性がある場合には十分な環境保全措置を講じること。また、騒音及び超低周波音による心身への影響については不確実性があることから、稼働開始後に影響が確認された場合の対策について検討すること。

- ④ 工事用資材等の搬出入による騒音及び振動について、周辺で計画する他事業との累積的影響が懸念される場合には、本事業との累積的な影響についても適切な地点を設定し、調査、予測及び評価を行うこと。

### (3) 水環境について

- ① 沈砂池等の施設の構造や処理能力等から理論計算等が可能なものは、定量的に調査、予測及び評価を行うこと。
- ② 工事の実施による水の濁りについて、周辺で計画する他事業との累積的影響が懸念される場合には、勇知川に対する本事業との累積的な影響についても適切な地点を設定し、調査、予測及び評価を行うこと。

### (4) 風車の影について

施設の稼働による風車の影（シャドーフリッカー）については、影響が及ぶ時間の長短に関わらず人によって気になることがあるため、風力発電設備の適正な配置や構造等の検討を含めて、十分に影響が回避、低減されているかの観点から評価すること。

### (5) 動物について

- ① 動物相の調査については、土地改変や樹木の伐採を予定する場所を網羅するよう調査ルートを設定するとともに、谷状の地形についても調査ルートに含めること。特に水流が認められるなど湿潤な場所については、小型の動物が好んで利用し、両生類の繁殖の場ともなることから、可能な限り上流域まで調査すること。
- ② ほ乳類及び昆虫類の捕獲調査については、土地改変や樹木の伐採等による影響を適切に予測するため、風力発電設備や道路の設置場所等の土地改変予定箇所など、地形や植生その他の生息基盤となる環境の特性に応じて適切な場所を選定すること。また、コウモリ類の調査について、より正確な状況把握を行うため、活動期を通じて調査を行うとともに、バットディテクターによる調査は、専門家等の助言を得ながら適切な調査時期、調査地点及び日数を設定すること。

- ③ 対象事業実施区域及びその周辺において、専門家等により希少猛きん類のオジロワシの営巣が確認されているほか、冬季間、砂丘林をめぐらにして海岸線沿いを主な餌場としている海ワシ類の飛翔が確認されている。また、対象事業実施区域の南東に位置する兜沼周辺は、希少鳥類であるマガンやオオヒシクイの渡りの重要な中継地となっている。これらのことから、希少猛きん類及び希少な水鳥類等の風力発電設備への衝突事故の回避に向けて、専門家等から助言を得ながら、宗谷地域における風力発電設備での飛翔行動分析及び衝突事故発生事例分析等可能な限り最新の知見を収集するとともに、適切な調査時期及び調査地点を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。また、既設及び計画の他の風力発電事業との累積的な影響が懸念される場合には、適切な地点を設定し、調査、予測及び評価を行うこと。
- ④ 希少猛きん類を含む鳥類の渡りの調査については、専門家の助言を得ながら十分な調査地点を設定すること。
- ⑤ 希少猛きん類の調査は、年間を通じて実施し、当該調査を通じて営巣が確認された場合には、当該営巣について調査期間を2営巣期を含む1.5年以上に設定するとともに、特に営巣期における行動圏解析等を綿密に行うこと。
- ⑥ 国内希少野生動物種であり国の特別天然記念物であるタンチョウは、平成25年4月にタンチョウ生息地分散行動計画が策定され、その積極的な保護増殖が進められている。その分散適地として選定されている「兜沼周辺湿地を含む上サロベツ原野」及び「ペンケ沼・パンケ沼の周辺湿地を含む下サロベツ原野」は、対象事業実施区域の南方向に隣接する今後の分散に重要な地域であるとともに、近年、同地で観察されているタンチョウは道北地域における個体群維持に非常に重要な意味を持つものである。このため、最新の生息情報を入手するとともに、専門家の意見を踏まえて必要な期間及び方法で十分な調査を行い、生息等への影響について適切に予測及び評価を行うこと。
- ⑦ 希少鳥類に係る渡り及び移動について、季節ごとに連続した数日間の一斉調査を行い、(仮称)増幌風力発電事業、(仮称)芦川・豊富山風力発電事業及び(仮称)川西・川南風力発電事業の環境影響評価方法書を含めた全ての対象事業実施区域及びその周辺を包含する区域を網羅した鳥類の移動経路及び飛翔高度を把握するとともに、飛翔軌跡図を作成し、希少鳥類の生息環境に及ぼす影響について適切に予測及び評価を行うこと。

#### (6) 植物について

植物相の調査については、土地改変や樹木の伐採を予定する場所を網羅するよう調査ルートを設定すること。

#### (7) 生態系について

- ① 生態系の調査、予測及び評価に当たっては、集水域などの地形単位や植生、

土地利用等のまとまりを考慮して調査範囲を設定し、基盤環境と生物群集の関係を把握するとともに、事業の実施による環境変化が注目種・群集へ及ぼす影響を、可能な限り科学的、定量的に予測及び評価すること。

- ② 注目種・群集の選定については、風力発電の事業特性による環境の変化により生息・生育及び繁殖等への影響を受けやすい種・群集であって、対象事業実施区域及びその周辺地域の種の多様性を維持する上で重要と考えられる地形、植生等に依存しているものを選定すること。
- ③ ブレードが回転することにより出現する球状の衝突危険空域が、他の風力発電事業と連続することで長大な障壁空間となり、そのことによってもたらされる鳥類等のバードストライクの増加や忌避反応による生息地の縮小、変更、喪失及び飛翔ルートの変更によるエネルギーロスなど、鳥類等の生息環境の変化等を通じて生態系に累積的な影響が及ぶことが懸念される。このため、他の風力発電設備でのバードストライクの事例や回避行動などのデータを元に、専門家等の意見を踏まえ、それらの累積的な影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

#### (8) 景観について

- ① 景観については、季節による景観の変化を踏まえて風力発電設備が視認しやすい天候時のフォトモンタージュ等を作成し、客観的かつ科学的な予測及び評価を行うこと。
- ② 利尻礼文サロベツ国立公園の山岳、海食崖、湿原、海岸砂丘など変化に富む特徴的な景観資源や道北地域特有の湿地や丘陵地が分布するなど地域を代表する眺望景観に及ぼす影響の程度を適切に評価するため、主要な眺望点のほか、国立公園計画上の道路（車道）である道道106号稚内天塩線上のクトネベツ川との交点からこうほねの家を南下して最初に出現する道路案内標識の間で、国立公園の表示箇所や駐車帯その他の適切な地点を眺望点に加え、国立公園の景観資源である海浜植生を含む陸域と海域とを一体としてとらえた眺望景観に及ぼす影響について調査、予測及び評価すること。また、兜沼公園キャンプ場のサイクリングロードに適切な眺望点を設定し、兜沼を景観資源とする眺望景観に及ぼす影響について調査、予測及び評価すること。
- ③ フォトモンタージュ等は人間の視野特性に近い水平画角60度程度で作成するとともに、他の風力発電事業との累積的な影響についても、パノラマ画像を用いて全ての主要な眺望点からの眺望景観及び身近な景観への影響について、予測及び評価を行うこと。

#### (9) 人と自然との触れ合いの活動の場について

道道254号抜海港線から道道106号稚内天塩線や北海道自然歩道整備計画に位置付けられている「北天の道」は、海岸沿いの一本道で電柱等の工作物がほとんどないなど、ハイキングやサイクリング等で利尻島を眺めなが

ら砂丘や湿原を満喫でき、利尻島の眺望に限らず、道道を挟んで海岸とミズナラやトドマツが自生する丘陵地が織りなす手つかずの自然が来訪者を魅了している。また、対象事業実施区域の周辺には、子供の自然体験を通じた環境教育を行っている「ゆうち自然学校」や稚内市民に利用されている「稚内市上勇知スキー場」が存在している。これらの人と自然との触れ合いの活動の場や利用の目的、状況等について、十分に調査し、施設の稼働時も含め、人と自然との触れ合い活動等に及ぼす影響について、予測及び評価を行うこと。

(10) 廃棄物等について

工事の実施に伴い発生する廃棄物及び残土は、排出方法及び処理方法等を明らかにした上で、排出量について適切に調査、予測及び評価を行うこと。